

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表8号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成25年11月1日

大磯町監査委員 仲川元秋  
同 竹内恵美子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査年月日

平成 25 年 10 月 23 日 (水)

### 3. 監査対象の課等

政策総務部税務課

### 4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 25 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 25 年度大磯町監査方針による

③その他

### 5. 所掌事務の概要

町税の賦課、固定資産の評価・賦課、町税等の徴収及び収納、課税資料の調査、課税台帳の整備等に関する事務を行っている。

### 6. 監査結果概要

平成 25 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的に適正に処理されているものと認められた。

#### [意見]

税務課の仕事は、町の歳入の根幹を成す重要な業務である。日々の事務執行はくれぐれも慎重に行い、適切な税の賦課に努められたい。